

平成 30 年度地域保健計画 (母子保健) 重点事業

課題 1. 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

基本施策 1 : 地域全体で妊産婦を支え、子どもの成長を見守ることができるための支援

計画書 P 2 4 5

主な取り組み	主な展開方向	平成 30 年度の取り組み状況
妊産婦や子育て家族に対する地域の理解・協力を求めるための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 祖父母や子育てに興味がある方を対象とした講座の開催、個別ニーズに合わせた訪問や健康教育を通し、子育て家庭へのサポーターを増やす支援をしていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 年度より孫育て講座を年 2 回実施。対象者は、すでに孫が生まれている方やこれから孫が生まれる予定の方、最近の子育てに興味のある方としている。1 回目の実施時は、シルバー人材派遣センター等にも広報し参加あり。2 回目の実施においては、更に周知を工夫し、祖父母のみならず、地域の子育て力の向上も目指したい。

基本施策 2 : 子育て世代の親が孤立しない地域づくり

計画書 P 2 4 6

主な取り組み	主な展開方向	平成 30 年度の取り組み状況
家族と地域の資源をつなぐ支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の子育て支援団体と協働で事業を行い、身近な場での育児支援の充実を図ります。 ・ 子育て総合支援センターや子育てひろば、児童館、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、利用者支援事業 (基本型) などの情報提供や紹介を行うとともに、連携を図っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゆりかごキャラバンと題して、助産師・保健師が子育てひろばや絵本広場等に出向き、年 4 回出張相談を行っている。 ・ 平成 30 年度より、組織改正にて子育て総合センターや子育てひろば、利用者支援事業 (基本型) などの担当所管である地域支援係と同課になり、よりタイムリーな情報交換や連携を行う体制を目指している。

課題 2. 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

基本施策 1 : 安心して妊娠・出産ができるための支援

計画書 P 2 4 8

主な取り組み	主な展開方向	平成 30 年度の取り組み状況
妊娠に関するさまざまな相談への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠に関するさまざまな相談の場所として、相談窓口を開設します。 ・ 専用のメールを開設し、気軽に相談できるよう利便性の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 月より「妊娠 SOS ひがしむらやま」という名刺サイズのカードを作成し、妊産婦相談電話の回線を利用して、保健師・助産師が相談支援を開始した。また、専用メールアドレスも開設し、相談経路を増やした。8 月からは、カードを男女共同参画推進交流室の窓口・女性用トイレ、市役所・市民センター女性用トイレ等に設置した。

課題3. 学童期・思春期から成人期にむけた保健対策

基本施策：学童期・思春期の子どもが正しい健康行動を学び実践することができるための支援
計画書P252

主な取り組み	主な展開方向	平成30年度の取り組み状況
地域保健と学校保健の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の持つ健康問題を、学校保健と共有し、連携強化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・回田小学校の学校教諭と連携し、「育ちゆく体とわたし（4年生）」をテーマに、保健体育の時間において、保健師・助産師による健康教育を予定している。（2月頃） ・健康増進課と共催で富士見町保健推進員会とともに、東京都立東村山西高校と日本体育大学桜華中学校・高等学校の文化祭にて骨密度及び足指力測定を実施する予定。（9月15日、9月22日）

課題4. 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

基本施策1：子どもの発達過程に応じた支援の充実
計画書P254

主な取り組み	主な展開方向	平成30年度の取り組み状況
様々な機会をとらえ子どもの心身の状態や発育・発達の偏り、疾病などの問題の早期発見、早期支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「乳幼児健康診査」や、「乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業」、電話や面接相談等において子どもの発育・発達、疾病などの問題の早期発見をし、経過観察健診、経過観察グループ、発達健康診査、家庭訪問等で支援します。 ・必要に応じ、医療機関、子ども相談室等へ紹介し、その他関係機関との連携を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学に向けて切れ目のない支援を行えるように、4～5歳児（年中児）向けに発達に関するリーフレットとアンケートを配布し必要に応じて相談を行う。 ・母子保健から子ども相談室に紹介したケースについて、定期的に情報交換を始め、相談の開始・継続などの経過の把握を行い、連携を図りつつ支援を行っている。

課題5. 妊娠期からの児童虐待防止対策

基本施策：妊娠期からの関わりによる児童虐待の発生予防と早期支援
計画書P256

主な取り組み	主な展開方向	平成30年度の取り組み状況
特定妊婦に対する妊娠期からの継続的な支援体制の構築と関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付時の保健師や助産師による相談や上の子の相談により妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握し、要支援家庭を早期に捉え、予防的な支援を行います。 ・医療や関係機関との情報交換を実施し、連携を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦面接で、支援を早期に開始する必要がある妊婦については訪問等を行い、養育環境の把握に努めている。また、特に養育が困難と思われる妊婦については子ども家庭支援センターと定期的な情報共有の場を持ち、連携して継続的な支援を行っている。